障害者福祉情報

134号 2013年8月

編集・発行
社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会
〒816-0804　春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ
TEL 092-584-3330　FAX 092-584-3319
http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定されました　～平成28年4月1日施行～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が、平成25年6月19日に成立、同月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日から施行されることとなりました。

国では、国連の「障害者の権利に関する条約（仮称）」の批准に向け、平成23年に障害者基本法を改正、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を制定する等、国内法の整備を進めており、障害者差別解消法の制定もその一環として行われました。

同法は、障害者基本法に規定する「差別の禁止」の基本原則を具体化する法律です。

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

同法により、行政機関等及び事業者は、障害を理由として、障害でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することが禁じられます。

また、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でない場合は、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことが、行政機関等には法的義務、事業者には努力義務とされます。

不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮については、平成28年の法施行までの間に、政府が基本方針によって一定の考え方を示し、それを受けて、行政機関等が定める対応要領及び主務大臣が定める事業者向け対応指針によって具体的な内容を示すこととなっています。

詳しくは、内閣府ホームページ（www8.cao.go.jp/shougai/index.html）を参照ください。

もくじ／通巻134号

・障害者差別解消法が制定されました　ほか …… 1～4
・難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となりました　ほか …… 5
・第1回就労移行支援タウンミーティングが開催されました …… 6
・お知らせ …… 7
・ほんだな …… 8

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

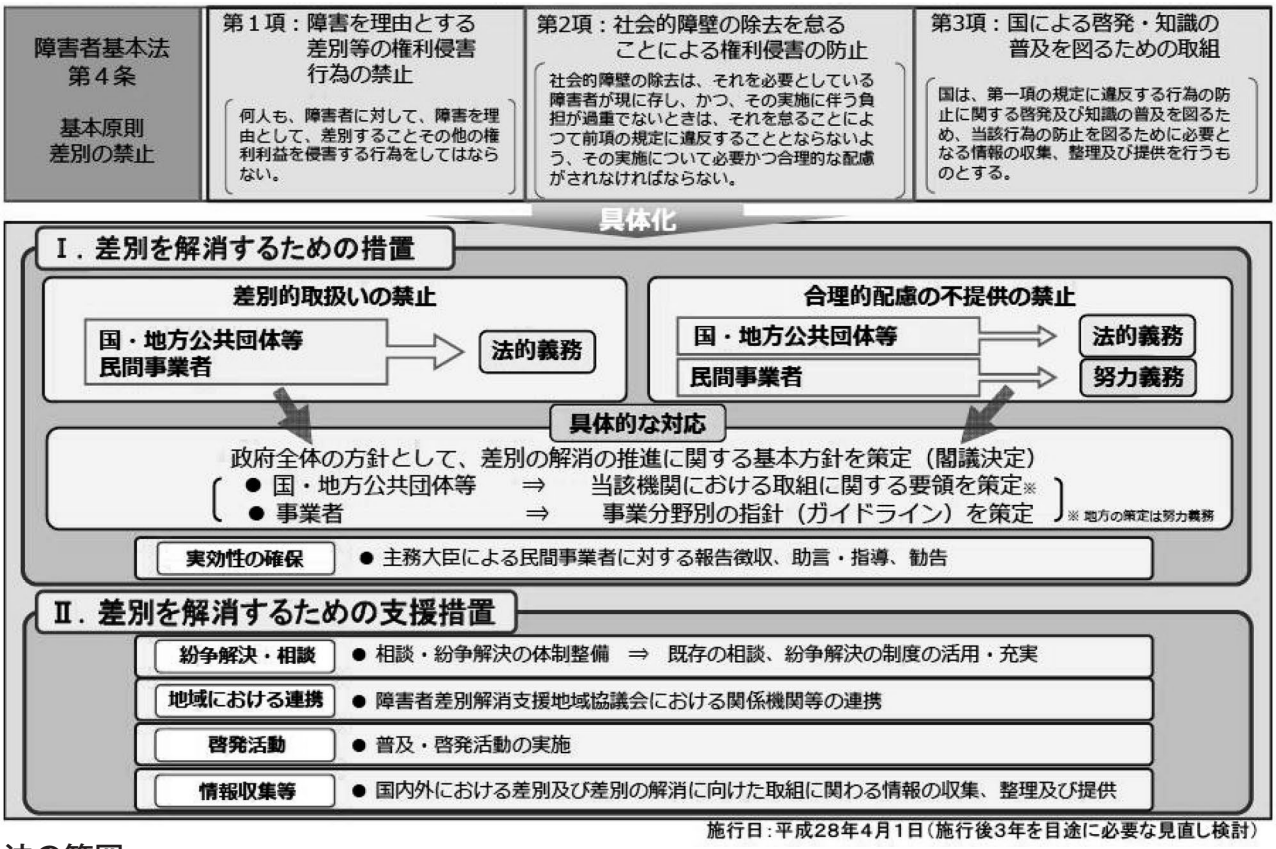

○法の範囲

教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野を対象とします。雇用分野も対象ですが、差別を解消するための具体的な措置については、平成28年４月１日施行（一部規定を除く。）の「障害者の雇用の促進等に関する法律」において規定されています。（次頁参照）

○不当な差別的取扱い（例）

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、条件を付けたりするような行為。

○「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的配慮」

障害のある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害のある方に対して、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。例えば、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

○民間事業者の取組が適切に行われるようにするための仕組み

同法では、同一の事業者が、障害を理由として障害のない方と不当な差別的取扱いを繰り返し行い、その結果、障害のある方の権利利益の侵害が懸念されるような場合であって、事業者による自主的な改善が期待できない場合などには、その事業者が行う事業を所管している大臣が、当該事業者に対し、報告を求めたり、助言・指導、勧告を行うことができます。なお、事業者がこの報告の求めに対して、虚偽の報告をしたり、報告を行わなかったりしたような場合には、20万円以下の過料が科されます。

○差別があった場合の相談・紛争解決の仕組み

障害者差別解消法では、既にある機関などを活用し、その体制の整備を図ることにしています。また、地域において、障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を進めるためのネットワークを構築するとの趣旨で、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織できることとしています。

地域協議会の具体的な仕組みについては、今後、同法の施行までの間に検討されます。

○附帯決議

衆議院内閣委員会と参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されました。

・対応要領においては、不当な差別的取扱いの具体的事例、合理的配慮の好事例や合理的配慮を行う上での視点等を示すこととし、基本方針においてこれらの基となる基本的な考え方等を示すこと。また、法施行後の障害者差別に関する具体的な相談事例や裁判例の集積を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領の充実を図ること。

・国及び地方公共団体において、グループホームやケアホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求めないことを徹底するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うこと。　等

雇用分野の障害者差別を禁止
障害者雇用促進法が改正されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者雇用促進法）が６月13日に成立、同月19日に公布されました。

改正法では、障害者権利条約の批准に向けた対応として、①雇用の分野における障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止、②事業主の合理的配慮の提供義務（車いす利用者に合わせて机や作業台の高さを調整する、知的障害者に合わせて口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明する等）を定めています。

また、③苦情処理・紛争解決援助の仕組みとして、事業主に対し、①②に係る障害者からの苦情の自主的な解決を努力義務化する、当該事項に係る紛争については、個別労働紛争解決促進法の特例を設け、都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとするとともに、新たに創設する調停制度の対象としています。【①～③　平成28年４月１日施行】

このほか、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されました。
【平成30年４月１日施行。施行後５年間に限り、企業の準備期間を考慮した激変緩和措置がとられます。】

※改正法の概要は、厚生労働省ホームページを参照ください。
（www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/index.html）

保護者制度を廃止
精神保健福祉法が改正されました

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」（改正精神保健福祉法）が、６月13日に成立、同月19日に公布されました。

改正法では、①精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、②保護者制度の廃止、③医療保護入院の見直し、④精神医療審査会に関する見直し等が規定されています。

これまでの精神保健福祉法では、主に家族がなる「保護者」には、精神障害者に治療を受けさせる義務や財産上の利益を保護する義務等の様々な義務が規定されていましたが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定が削除されました。

また、医療保護入院（入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、病気の自覚がなかったり、本人の同意が得られない入院）について、これまでは、精神保健指定医の診察と保護者の同意が必要でしたが、精神保健指定医の診察と「家族等のいずれか」の同意があれば入院できることになりました。「家族等」は、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人とされていますが、該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行うこととなります。

法の施行は、平成26年４月１日、④の一部は平成28年４月１日です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

（平成25年6月13日成立、同6月19日公布）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 改正法の概要

（1）精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

（2）保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

（3）医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置

・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携

・退院促進のための体制整備

を義務付ける。

（4）精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年４月１日（ただし、１．（４）①については平成28年４月１日）

3. 検討規定

政府は、施行後３年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となりました

障害者総合支援法が今年４月に施行され、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。

これにより、対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能となりました。

対象疾患や詳しい手続き方法は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

（※障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。）

対象者　対象疾患（130疾患）による障害がある方々。

手続き　対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、お住まいの市区町村の担当窓口に支給を申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て必要と認められたサービスを利用できることとなります。

ＳＯＳの合図です。「白杖シグナル」を見かけたら声かけをお願いします。

ポスターのポーズは、目の不自由な方が街中で迷ったり、不安や危険を感じたりしたときに、周りの方に助けを求める時のシグナルです。

現在、福岡県盲人協会では、この「白杖シグナル」を全国に広める運動を行っています。

東日本大震災や九州北部豪雨災害では、避難の際に困った障害のある方が大勢いました。

また、日常生活でも、駅のホームや階段からの転落事故、歩道での自転車との接触事故等、今なお少なくありません。

目の不自由な方々が安心して暮らせる社会となるよう、このポーズを見かけたらすすんで声をかけてください。

【問い合わせ先】
社会福祉法人　福岡県盲人協会
TEL　092-923-6336　　FAX　092-923-6339

第1回就労移行支援タウンミーティングが開催されました

今年4月に施行された障害者総合支援法では、法施行後3年を目途に、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方を検討するとされています。

そのような中、今後の就労支援のあり方を考える意見交換会が、6月29日に福岡市内で開催されました。（主催・全国就労移行支援事業所連絡協議会）

以下、概要を報告します。

◆◆◆

行政説明

「障害者福祉施策の動向（就労支援関係）」厚生労働省　障害者福祉課　平川課長補佐

障害者自立支援法から障害者総合支援法成立までの経緯、現在の就労系障害福祉サービスの概要と課題を説明。就労移行支援事業においては、一般就労が増加しているものの、事業所により大きく取り組み方が異なると指摘。3年後の法改正に向け、今年度中に様々なデータ収集・意識調査などの実態調査を実施する予定とのこと。

「障害者雇用の現状と課題について」厚生労働省　障害者雇用対策課地域就労支援室　竹中室長補佐

障害者雇用の状況と改正障害者雇用促進法の概要等について説明。

雇用者数が過去最高と、雇用が着実に進展する中で、従業員300人未満の中小企業の雇用が進んでいないため、これら企業をどのように支援するかが課題である。

厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告

「一般就労後の職場定着フォローアップに関する調査」（社福）電機神奈川福祉センター　ぽこ・あ・ぽこ　三田地施設長

厚労省から受託し、昨年度、全国の就労移行支援事業所・支援機関あてに行った調査結果を報告。

就労移行支援事業所から就労後5年で5割ほどが離職。特に精神障害者の定着率が低く、その対応が課題。出身事業所が支援した方が定着率は高い。

支援機関に過度な負荷がかかっており、人手不足と他機関との連携の難しさを多くの事業所が感じている。三田地施設長からは、定着支援に係る報酬の付与について提案があった。

地域実践報告

（社福）キリスト者奉仕会　障害者就労・自立支援センター　たんぽぽ　谷山施設長

昨年度から職場準備訓練（職場実習）を強化。大牟田市の就労支援ネットワークでは、ある程度役割分担がなされており、特に障害者・就業生活支援センター「ほっとかん」とは常に連携している。

今後は、増え続ける定着支援に対する体制づくり、定員充足が課題。

このほか、本県の（NPO）福岡ジョブサポート　障がい者のはたらく拠点ジョブサポート（馬出）の村川支援員からの報告等あり。

意見交換会

同協議会の酒井副会長を進行役に、（社福）そよかぜの会　しごとサポートセンターりんごの黒木所長が、福岡市内の就労移行支援事業所へのアンケート調査結果を報告。他の発表者からも各事業所での現状と課題が述べられ、①一般就労に向けた機能特化の意義と課題、②就労移行支援事業所の定着支援の在り方、③就労実現の定義について意見交換が行われた。

◆◆◆

雇用者数の拡大、就労後のアフターフォローが必要な一方で、就労支援事業所は、人的・経済的な課題を抱えていることが共通認識された意見交換会でした。

参加者からは、「地域でとらえ方や考え方が違い、勉強になった」「他の就労移行支援事業所の取組が聞け、参考になった」等、次回の開催を望む声が聞かれました。

お知らせ

障害者雇用促進面談会

会　場	開催日時
【福岡会場】 福岡国際会議場 福岡市博多区石城町2-1	9/20（金） 受付12:30～14:30 面談13:00～16:00
【北九州会場】 西日本総合展示場新館AIMビル3階 北九州市小倉北区浅野3-8-1	10/9（水） 受付12:30～15:00 面談13:00～16:00
【筑豊会場】 のがみプレジデントホテル 飯塚市新立岩12-37	10/10（木） 受付13:00～14:30 面談13:30～16:00
【南部会場】 久留米リサーチセンタービル 久留米市百年公園1-1	9/27（金） 受付12:30～15:00 面談13:10～16:00

▼参加費　無料

▼申込・問い合わせ先
事前に最寄のハローワークへお問い合わせください。

身体・精神・知的障がい者対象委託訓練　訓練生募集

▼募集科目
介護職員初任者研修科

▼訓練期間
職場実習なし　平成25年11月1日(金)～平成26年1月30日(木)
職場実習付　平成25年11月1日(金)～平成26年2月28日(金)

▼場所
シティケア博多(福岡市博多区博多駅前4-22-2)ほか

▼定員　9名

▼受講料　無料
※ただし教材費として7千9百円必要。また、入校後、6ヶ月以内の健康診断書の提出が必要。職場実習訓練を受講される方は、職業訓練生総合保険への加入が必要(保険料2千150円／4ヶ月間)

▼対象者
身体・知的・精神障害者でハローワークに求職登録されている方
※事前に左記へ問い合わせ

▼申込方法・問い合わせ先
左記「身体・精神障がい者対象委託訓練」と同じ

身体・精神障がい者対象委託訓練　訓練生募集

▼募集科目
パソコン経理事務科

▼訓練期間
平成25年11月1日(金)～平成26年1月30日(木)

▼場所
クローバープラザ(春日市原町3-1-7)

▼定員　12名

▼受講料　無料
※ただし教材費として約1万円必要。資格取得のための検定受験料は別途必要。

▼対象者
身体・精神障害者でハローワークに求職登録されている方
※事前に左記へ問い合わせ

▼申込方法
10月3日(木)までに最寄のハローワークへ申込

▼問い合わせ先
福岡職業能力開発校
TEL 093-741-5431
FAX 093-741-1340
または最寄りのハローワーク

ハートフェスタ福岡

▼日時　10月12日(土)
13時～16時(受付12時～)

▼場所
岡垣サンリーアイ・ハミングホール(遠賀郡岡垣町野間1-2-1)

▼内容
障がい者の皆さんによる催しや、水上裕子さんによるピアノ&トークショーなど

▼申込方法
10月4日までに左記へファックスまたは電話で申し込み

▼問い合わせ先
福岡県精神障害者福祉会連合会
TEL 092-406-0646
FAX 092-406-0647

ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。

●利用時間　9:00～17:00
●休館日　月曜日（祝日の場合は翌日・第４月曜日は除く）
●貸出　図書・ビデオ　合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。（送料実費負担）
●貸出期間　２週間以内
●お問合せ先　福祉情報センター　〒816-0804　春日市原町３丁目１番地７
☎　092-584-3330　FAX　092-584-3319

「すぐに役立つ成年後見制度の法律と手続き 改訂新版」

司法書士　原田正誉　監修
出版：三修社

将来の財産管理が心配な高齢者、障害者のための必読書。成年後見制度の基本的なしくみや手続きをはじめ、制度を上手に活用するための知識を網羅的に解説する。

「権利擁護と福祉実践活動 ～概念と制度を問い直す～」

平田厚　著
出版：明治図書

権利擁護の理念とは何なのか、その理念を実現するための実践活動はどうあるべきなのか、実践活動を通してどのような制度を確立していくべきなのか、などの根源的な問題点について検討する。

「Ｑ＆Ａ児童虐待防止ハンドブック 改訂版」

児童虐待問題研究会　編著
出版：ぎょうせい

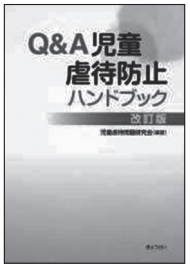

改正された民法、児童福祉法等の内容を踏まえながら、児童虐待問題をＱ＆Ａ形式でわかりやすく解説。児童虐待防止のための対策、国・地方公共団体・国民の負っている責任などについての最新情報も盛り込む。

「発達障害児者の防災ハンドブック ～いのちと生活を守る福祉避難所を～」

新井英靖ほか　編著
出版：クリエイツかもがわ

東日本大震災で避難所を利用した人は40万人。多くの発達障害児者とその家族の避難状況、生の声、実態調査をまとめ、そこから見えてきた教訓と福祉避難所のあり方、「災害弱者」が優先されるための運営システムを提言する。